

業務規程に卸売市場法第十三条第五項第五号の表に掲げる遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）を定めた理由

事項	防府市公設青果物地方卸売市場業務条例	防府市公設青果物地方卸売市場業務条例施行規則	理由
開場の期日	<p>(開場の期日)</p> <p>第5条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。</p> <p>(1)日曜日（1月5日及び12月25日から同月30日までの日が日曜日に当たるときは、その日を除く。）</p> <p>(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3)1月2日から同月4日までの日及び12月31日</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。</p>		<p>安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。</p>
開場時間等	<p>(開場時間等)</p> <p>第6条 市場の開場時間は、午前零時から午後十二時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は、前項に規定する開場時間の範囲内で規則で定める。</p>	<p>(販売開始時刻等)</p> <p>第5条 条例第6条第2項に規定する販売開始時刻は、午前6時30分とし、同項に規定する販売終了時刻は午後3時とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 前項に規定する販売開始時刻は、電鈴等により知らせるものとする。</p>	<p>安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。</p>
卸売業務の許可	<p>(卸売業務の許可)</p> <p>第7条 卸売業者として市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより市</p>	<p>(卸売業者の許可)</p> <p>第6条 条例第7条第1項の規定により卸売業務の許可を受けようとする者は、卸売業務承認申請書</p>	<p>市場取引の秩序を維持するため、卸売業者を許可制とする。</p>

	<p>長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が卸売の業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が市場の卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の仲卸業者又は他の卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第二号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）であるとき。</p> <p>(7) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執</p>	<p>（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p> <p>イ 履歴書</p> <p>ロ 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）</p> <p>ハ 市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>ニ 資産の状況を明らかにする書類</p> <p>ホ 第18条第1項第2号に規定する事業年度ごとの事業報告書の様式による直近2年分の事業報告書</p> <p>ヘ 最近2年間の所得申告書の写し</p> <p>ト 所得税、住民税、事業税及び固定資産税の納税証明書</p> <p>チ 申請の日を含む事業年度以降2年分の事業計画書</p> <p>リ 申請者が条例第7条第2項第1号、第2号第5号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ヌ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>イ 定款又は規約</p> <p>ロ 登記事項証明書</p> <p>ハ 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し及び市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>ニ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書類</p> <p>ホ 第18条第1項第2号に規定する事業年度</p>	
--	--	--	--

	<p>行する役員のうち第二号、第三号、第五号又は前号のいずれかに該当する者があるとき。</p>	<p>ごとの事業報告書の様式による直近2年分の事業報告書</p> <p>へ 最近2年間における貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに代わるべき書類</p> <p>ト 法人税、住民税、事業税及び固定資産税の納税証明書</p> <p>チ 申請の日を含む事業年度以降2年分の事業計画書</p> <p>リ 申請者が条例第7条第2項第1号、第2号第5号及び第7号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>ヌ その他市長が必要と認める書類 (卸売業務承認証の交付等)</p> <p>第7条 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、卸売業者に対して、卸売業務許可証(第5号様式)を交付する。</p> <p>2 卸売業者は、卸売の業務の許可を受けたときは、速やかに誓約書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、その資格を失ったときは、直ちに卸売業務許可証を市長に返還しなければならない。</p>	
せり人の登録	<p>(せり人の登録)</p> <p>第17条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しな</p>	<p>(せり人の登録等)</p> <p>第12条 条例第17条第2項の規定による申請は、せり人登録申請書(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 住民票の写し</p>	<p>せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。</p>

	<p>ればならない。</p> <p>3 市長は、第一項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録の申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしてはならない。</p> <p>(1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2)禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)せり人の登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4)市場において卸売業者から卸売を受ける資格を有する者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(5)せりを遂行するために必要な経験又は能力を有しない者であるとき。</p> <p>(6)暴力団関係者であるとき。</p> <p>4 市長は、前項第五号に規定する経験又は能力の有無を認定するため、規則で定めるところにより試験を行うものとする。</p>	<p>(3)市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>(4)条例第17条第3項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(5)写真</p> <p>(6)その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、条例第17条第1項の登録を受けたせり人に対して、せり人登録証(第12号様式)及びせり人章(第13号様式)を交付する。</p> <p>3 せり人は、卸売の業務に従事するときは、せり人登録証を携帯するとともに、せり人章を着用しなければならない。</p> <p>4 せり人は、せり人登録証又はせり人章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て再交付を受けなければならない。この場合において、せり人は、その実費を弁償しなければならない。</p> <p>5 せり人は、その資格を失つたときは、直ちにせり人登録証及びせり人章を市長に返還しなければならない。</p> <p>6 条例第17条第4項に規定する試験は、次の各号に掲げる事項について筆記、口述その他の方法により行うものとする。</p> <p>(1)市場業務に関する法令についての専門知識</p> <p>(2)せりを遂行するために必要な実務上の知識</p> <p>(3)一般常識</p>	
--	---	--	--

<p>仲卸業務の許可</p>	<p>(仲卸業務の許可)</p> <p>第 20 条 仲卸業者として市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者が仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 申請者が市場の仲卸しの業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団関係者であるとき。</p> <p>(7) 申請者が法人の場合にあっては、その業務を執行する役員のうち第二号、第三号、第五号又は前号のいずれかに該当する者がいるとき。</p> <p>3 仲卸業者は、市場において卸売業者が行う卸売</p>	<p>(仲卸業者の許可)</p> <p>第 19 条 条例第 20 条第 1 項の規定により仲卸しの業務の許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書(第 17 号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第 6 条の規定は、仲卸業務の許可の添付書類について準用する。</p> <p>(仲卸業者の補助員の承認)</p> <p>第 21 条 仲卸業者は、条例第 20 条第 3 項の規定により補助員の承認を受けようとするときは、仲卸業者補助員承認申請書(第 19 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 住民票の写し</p> <p>(3) 市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>(4) 条例第 20 条第 4 項各号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p>	<p>市場取引の秩序を維持するため、仲売業者を許可制とする。</p>
----------------	--	--	------------------------------------

	<p>に参加させるため補助員を置こうとする場合においては、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、前項に規定する補助員が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは他の仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(4) 暴力団関係者であるとき。</p>		
仲卸業者の事業報告書等の提出	<p>(仲卸業者の事業報告書等の提出)</p> <p>第 25 条 仲卸業者は、規則で定めるところにより事業報告書等を作成し、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第 25 条 仲卸業者は、条例第 25 条に規定する事業報告書等について、次のとおり市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 毎月末日における月間売上高報告書（第 22 号様式） 翌月 10 日までに提出</p> <p>(2) 事業年度ごとに事業報告書（第 23 号様式）当該事業年度経過後 90 日以内に提出</p>	仲卸業者の財務の状況等を把握するため。

<p>買受人等の承認</p>	<p>(買受人等の承認)</p> <p>第 26 条 市場の卸売場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第 20 条第 3 項の規定は、前項の規定により市長の承認を受けた者(以下「買受人」という。)の補助員の承認について準用する。</p> <p>3 市長は、第 1 項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1)申請者が、破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2)申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3)申請者が市場の仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(4)申請者が買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。</p> <p>(5)申請者が暴力団関係者であるとき。</p> <p>4 市長は、第 2 項に規定する補助員が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1)破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2)市場の仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(3)暴力団関係者であるとき。</p>	<p>(買受人の承認)</p> <p>第 26 条 条例第 26 条第 1 項の規定により買受人の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書(第 24 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)申請者が個人である場合</p> <p>イ 履歴書</p> <p>ロ 住民票の写し</p> <p>ハ 市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>ニ その他市長が必要と認める書類</p> <p>ホ 条例第 26 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2)申請者が法人である場合</p> <p>イ 登記事項証明書</p> <p>ロ 業務を執行する役員の履歴書、住民票の写し及び市区町村長の発行する身分証明書</p> <p>ハ その他市長が必要と認める書類</p> <p>ニ 法人の役員が条例第 26 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面</p> <p>(買受人の補助員の承認)</p> <p>第 27 条 第 21 条の規定は、条例第 26 条第 2 項に規定する買受人の補助員の承認について準用する。</p>	<p>せり売、入札による卸売について、参加者を一定のノウハウ等を有する者に限定し、円滑な取引を行う必要があるため。</p>
----------------	---	---	---

<p>関連事業者の設置</p>	<p>(関連事業者の設置)</p> <p>第31条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第四条に規定する市場の取扱品目以外の食料品等の卸売の業務その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食業、金融業その他市場の利用者に便益を提供するもので規則で定める業務を営む者</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 申請者がその業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。</p>	<p>(関連業務の種類)</p> <p>第30条 条例第31条第1項第1号の規則で定める業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 包装資材販売業</p> <p>(2) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>2 条例第31条第1項第2号の規則で定める業務は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 薬局</p> <p>(2) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>(関連業務の許可)</p> <p>第31条 条例第31条第2項の規定による申請は、関連事業許可申請書(第27号様式)により行うものとする。</p> <p>2 第6条の規定は、関連業務の許可の添付書類について準用する。</p>	<p>市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため市場内の店舗に関連事業者を設置する。</p>
-----------------	--	---	--



	<p>(4)申請者がその業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5)申請者が暴力団関係者であるとき。</p> <p>(6)申請者が法人の場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第二号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるとき。</p>		
<p>売買取引及び決済の方法</p>	<p>(売買取引の単位)</p> <p>第40条 売買取引の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものについては、重量以外の単位によることができる。</p>	<p>(受託物品の即日卸売)</p> <p>第38条 卸売業者は、卸売の販売開始時刻までに販売の委託を受けた物品をその当日に卸売しなければならない。ただし、委託者の指示があるとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(上場順位)</p> <p>第39条 物品の上場順位は、物品が市場に到着した順位とする。ただし、条例第45条に規定する受託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、同一品目に属する販売の委託を受けた物品と買い付けた物品とが同時に到着したときは、販売の委託を受けた物品を先に上場しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、第1項本文及び前項の規定にかかわらずこれらの規定により難い相当の理由があるときは、上場順位を変更することができる。この場合において、卸売業者は、あらかじめ上場順位変更届出書(第30号様式)を市長に提出しなければ</p>	<p>物品の取引を円滑に行うため規定。</p>

		<p>ばならない。</p> <p>(上場単位)</p> <p>第 40 条 卸売業者は、物品の上場単位を決定しようとするとき、又は変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の承認を受けようとするときは、上場単位決定・変更承認申請書(第 31 号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、取引の適正かつ効率的な流通の確保を図るため必要があると認めるときは、卸売業者に対して、上場単位の変更を命ずることができる。</p> <p>(卸売の方法)</p> <p>第 41 条 卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本によつて行わなければならない。ただし、現品又は見本によつて行うことが困難であるときは、銘柄によることができる。</p> <p>(物品の下見)</p> <p>第 42 条 せり売又は入札の方法により卸売業者が市場において行う卸売は、仲卸業者及び買受人又はそれらの補助員に卸売をする物品の下見をさせた後でなければ開始することができない。ただし、前条ただし書に規定する銘柄による場合は、この限りでない。</p> <p>(指値等のある物品)</p>	
--	--	---	--

		<p>第 43 条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品で指値（消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。以下同じ。）その他の条件があるものについては、当該物品を受領した後遅滞なく指値等条件付受託物品届出書（第 32 号様式）により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項に規定する物品を卸売しようとするときは、その販売開始時刻前に指値その他の条件がある旨を当該物品に表示するとともに、上場の際その旨を呼び上げなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、第 1 項の規定による届出並びに前項の規定による表示及び呼び上げを行わないで卸売を開始したときは、指値その他の条件をもって仲卸業者及び買受人に対抗することができない。</p> <p>（指値等のある未卸売受託物品の措置）</p> <p>第 44 条 卸売業者は、前条第 1 項に規定する物品で相当の期間内に卸売をすることができないと認めるときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、卸売業者が直ちに卸売をしなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、卸売条件変更承認申請書（第 33 号様式）により市長の承認を受け、当該条件がなかつたものとして当該物品の卸売をすることができる。</p> <p>（せり売の方法）</p> <p>第 45 条 せり売は、卸売をする物品の品名、産地、</p>	
--	--	--	--

		<p>出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後でなければ開始することができない。</p> <p>2 せり落しは、せり人が申込みのあつた価格のうち最高価格（消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。以下同じ。）を原則として3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、指値のある物品については、その最高価格が当該指値の額に達しないときは、せり落しを決定することができない。</p> <p>4 せり人は、最高価格をもつて申込みをした者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。</p> <p>5 せり人は、せり落し人が決定したときは、直ちにそのせり落し価格（消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。）及びせり落し人の記章の番号を呼び上げなければならない。</p> <p>6 せり人は、仲卸業者、買受人又はそれらの補助員が記章及び帽子を着用していないときは、その者にせり売をしてはならない。</p> <p>7 せり売における呼び値は、金額で呼称しなければならない。</p> <p>(入札の方法)</p> <p>第46条 入札は、卸売をする物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札に参加する者に対し、入札票（第34号様式）に記章の番号、氏名、</p>	
--	--	--	--

		<p>入札金額（消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。以下同じ。）その他必要な事項を記載させて行わなければならない。</p> <p>2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格をもつて申込みをした者を落札者とする。</p> <p>3 前条第3項から第7項までの規定は、第1項に規定する入札について準用する。</p> <p>（入札の無効）</p> <p>第47条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) 入札者を確認し難いとき。</p> <p>(2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。</p> <p>(3) 同一人が同時に2通以上の入札票により入札したとき。</p> <p>(4) 入札に際し、不正又は不当な行為があつたとき。</p> <p>(5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となつた場合には、開札のときに理由を明示し、当該入札が無効である旨を知らせるとともに、再入札をしなければならない。</p> <p>（異議の申立て）</p> <p>第48条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による異議の申立てについ</p>	
--	--	---	--

		<p>て正当な理由があると認めるときは、卸売業者に対して、せり直し又は再入札を命ずることができる。</p> <p>(販売原票等の作成)</p> <p>第 61 条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票（第 44 号様式）を作成し、その写しを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその写しの提出の必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、前項に規定する販売原票に基づいて売渡し票（第 45 号様式）を作成し、仲卸業者又は買受人に交付しなければならない。</p>	
差別的取扱いの禁止等	<p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第 41 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、その許可に係る物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第四十五条第一項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>		<p>第 1 項は業務規程の必須規定事項、第 2 項は市場ごとに定める取引ルール。</p> <p>出荷者保護の観点から受託拒否の禁止を規定する。</p>
仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売	<p>(仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売)</p> <p>第 42 条 卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売を行ったときは、当該卸売の内容について、規則で定めるところにより市長に報告するものとする。</p>	<p>(仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売の報告)</p> <p>第 49 条 例第 4 2 条の規定による報告は、第三者販売報告書（第 35 号様式）により、翌月 1 0 日までに行わなければならない。</p>	<p>取引状況を把握するため、第三者販売の実績報告を規定。</p>

市場外にある物品の卸売	<p>(市場外にある物品の卸売)</p> <p>第43条 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売を行ったときは、当該卸売の内容について、規則で定めるところにより市長に報告するものとする。</p>	<p>(市場外にある物品の卸売の報告)</p> <p>第50条 条例第43条の規定による報告は、市場外物品卸売報告書(第36号様式)により、翌月10日までに行わなければならない。</p>	卸売業者の取引状況を把握するため、商物分離取引の実績報告を規定。
卸売業者以外の者からの買入れ	<p>(卸売業者以外の者からの買入れ)</p> <p>第44条 仲卸業者は、物品を卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、当該販売の内容について、規則で定めるところにより市長に報告するものとする。</p>	<p>(卸売業者以外の者からの買入の報告)</p> <p>第51条 条例第44条の規定による報告は、市場外買入物品販売報告書(第37号様式)により、翌月10日までに行わなければならない。</p>	仲卸業者の取引状況を把握するため、直荷引きの実績報告を規定。
受託契約約款	<p>(受託契約約款)</p> <p>第45条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長から卸売の業務の許可を受けた日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する受託契約約款には、規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、受託契約約款の記載事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(受託契約約款)</p> <p>第52条 条例第45条第1項又は第3項の承認を受けようとする卸売業者は、受託契約約款承認・変更承認申請書(第38号様式)に当該受託契約約款の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第45条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)委託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2)受託物品の保管に関する事項</p> <p>(3)受託物品の手入れ等に関する事項</p> <p>(4)受信場所に関する事項</p> <p>(5)送り状又は発送案内に関する事項</p> <p>(6)受託物品の上場に関する事項</p> <p>(7)卸売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項</p> <p>(8)委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項</p> <p>(9)委託手数料の額に関する事項</p>	多数の出荷者との取引を円滑に行うため規定。

		(10)委託者の負担すべき費用に関する事項 (11)仕切りに関する事項 (12)その他重要な事項	
受託物品の受領通知及び検収	(受託物品の受領通知及び検収) 第46条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品を受領したときは、直ちにその種類、数量、等級、品質及び受領日時を文書により委託者に通知しなければならない。ただし、受領した後、遅滞なく売買仕切書を発送する場合は、この限りでない。 2 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の受領に当たっては、検収を確実にを行い、その種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する検査員の検査を受けることができる。この場合において、卸売業者は、検査の結果を委託者に通知しなければならない。 3 卸売業者は、前項の検査を受けなければ、販売の委託を受けた物品の異状について委託者に対抗することができない。	(受託物品の検査) 第53条 卸売業者は、条例第46条第2項に規定する検査を受けようとするときは、受託物品検査申請書(第39号様式)を市長に提出しなければならない。 2 条例第46条第2項に規定する検査は、申請者立会いのうえ、行うものとする。 3 市長は、条例第46条第2項に規定する検査を終了したときは、申請者に対して、受託物品検査証(第40号様式)を交付する。	物品の受領を確実にを行い、取引を円滑に行うため規定。
卸売物品の明示及び引取り	(卸売物品の明示及び引取り) 第47条 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品が明らかになるよう措置するとともに、その物品を速やかに引き取らなければならない。 2 卸売業者は、仲卸業者又は買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠つたと認められる場合は、仲卸業者又は買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。 3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(消費税額及び	(卸売物品の明示) 第54条 条例第47条第1項の規定による措置は、当該物品に仲卸業者又は買受人が記章の番号による標識を施すことにより行う。  (買受物品の引取りを怠つた場合) 第55条 条例第47条第2項に規定する卸売を受けた物品の引取りを怠つたものと認められる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1)卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引	卸売をした物品の迅速な分荷を図るため規定。



	<p>地方消費税額を含む。以下同じ。)が前項に規定する仲卸業者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は買受人に請求することができる。</p>	<p>取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由がなくこれを引取らないとき。  (2)買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。</p> <p>(保管費用等の支払)  第 56 条 仲卸業者又は買受人は、条例第 4 7 条第 2 項に規定する保管の費用を物品を引き取るときに支払わなければならない。</p> <p>2 仲卸業者又は買受人は、条例第 4 7 条第 3 項に規定する差額を卸売業者が他の者に卸売をした日に支払わなければならない。</p> <p>(支払遅滞の報告)  第 57 条 卸売業者は、仲卸業者又は買受人が買受け代金又は条例第 4 7 条第 2 項に規定する保管の費用若しくは同条第 3 項に規定する差額の支払を怠ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。</p>	
<p>物品の品質管理</p>	<p>(物品の品質管理)  第 48 条 卸売業者、買受人及びその他市場関係者は、規則で定めるところにより物品の品質管理に努めなければならない。</p>	<p>(物品の品質管理の方法)  第 58 条 条例第 4 8 条に規定する規則で定める物品の品質管理は、次の各号に掲げるとおりとする。  (1)卸売業者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理に努めなければならない。  イ 卸売の業務に係る施設ごとに取扱品目、施設の設定温度及び品質管理の責任者を定め、施設のわかりやすい場所に掲示すること。ただし、温度管理機能を有しない施設に関して</p>	<p>適正な市場取引を確保するため規定。</p>

		<p>は、施設温度の記載は不要とする。</p> <p>ロ 取扱物品の適正な温度管理をすること。</p> <p>ハ 卸売市場施設及び取扱物品を清潔に保つこと。</p> <p>ニ その他品質管理の徹底を図ること。</p> <p>(2)買受人及びその他市場関係者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理に努めなければならない。</p> <p>イ 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、施設のわかりやすい場所に掲示すること。</p> <p>ロ 取扱物品の適正な温度管理をすること。</p> <p>ハ 店舗等使用施設及び取扱物品を清潔に保つこと。</p> <p>ニ その他品質管理の徹底を図ること。</p>	
代金の支払及び支払猶予の特約	<p>(代金の支払及び支払猶予の特約)</p> <p>第 49 条 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品の引渡しを受けた後、規則で定めるところにより遅滞なく買受け代金（消費税及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。ただし、買受け代金について支払猶予の特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、仲卸業者及び買受人との間に買受け代金について支払猶予の特約をしようとするときは、規則で定めるところによりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>(代金の支払及び支払猶予の特約)</p> <p>第 59 条 条例第 4 9 条に規定する買受け代金の支払いは、物品の引渡し後 1 4 日以内に行わなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、条例第 4 9 条第 2 項の承認を受けようとするときは、支払猶予特約承認申請書（第 41 号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、条例第 4 9 条第 2 項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。</p> <p>(1)支払猶予の特約がその他の仲卸業者及び買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。</p> <p>(2)支払猶予の特約により卸売業者の財務の健全</p>	適正な市場取引を確保するため規定。

		性を損ない、又は卸売の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。	
卸売代金の変更の禁止	<p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p>第 50 条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより市長の指定する検査員が正当な理由があると確認した場合は、この限りでない。</p>	<p>(卸売代金の変更)</p> <p>第 60 条 条例第 50 条ただし書に規定する正当な理由があると確認した場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 市場取引の経験から予見できない瑕疵があり、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。</p> <p>(2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、又は選別を十分に行わなかったと認められるとき。</p> <p>(3) 表示と内容が著しく相違しているとき。</p> <p>(4) せり人の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相違しているとき。</p> <p>(5) その他市長が正当な理由があると認めるとき。</p> <p>2 条例第 50 条ただし書の規定による確認を受けようとする卸売業者は、卸売物品異状確認申請書（第 42 号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、卸売物品の異状を確認したときは、申請者に対して、卸売物品異状確認証明書（第 43 号様式）を交付するものとする。</p>	適正な市場取引を確保するため規定。
売買取引の制限	<p>(売買取引の制限)</p> <p>第 51 条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又は、せり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p>		適正な市場取引を確保するため規定。

	<p>(1) 不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者又は買受人の次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受け代金の支払を怠ったとき。</p>		
衛生上有害な物品の取引の禁止	<p>(衛生上有害な物品の取引の禁止)</p> <p>第 52 条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることのないよう努めるものとする。</p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>		適正な市場取引を確保するため規定。
卸売予定数量等の報告及び公表	<p>(卸売予定数量等の報告及び公表)</p> <p>第 53 条 卸売業者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより市長に報告するとともに公表しなければならない。</p> <p>(1) その日の主要な品目の卸売予定数量等</p> <p>(2) その日の品目ごとの卸売の数量及び価格等</p> <p>(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及びその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額</p> <p>2 卸売業者は、前月中に卸売をした物品について、その品目ごとの卸売価格、卸売の数量及び金額(消</p>	<p>(卸売予定数量等の報告及び公表)</p> <p>第 62 条 条例第 5 3 条第 1 項第 1 号に規定する事項についての報告は、卸売予定数量等報告書(第 46 号様式)により、その日の販売開始時刻の 3 0 分前までに行わなければならない。</p> <p>2 条例第 5 3 条第 1 項第 1 号に規定する事項についての公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、前項の報告後速やかに行わなければならない。</p> <p>3 条例第 5 3 条第 1 項第 2 号に規定する事項についての報告は、売上高報告書(第 47 号様式)及び</p>	取引実態を把握し、開設者が公表する事項の基礎データとするため規定。

	<p>費税及び地方消費税を含む。)を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。</p> <p>3 市長は、卸売業者から第1項に規定する報告を受けたときは、規則に定めるところにより次の事項について公表しなければならない。</p> <p>(1) その日の主要な品目の卸売予定数量等</p> <p>(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び価格(高値及び安値を含む。)</p> <p>4 市長は、第1項の公表の内容が、前項の公表の内容と同一であるときは、卸売業者と共同で公表することができる。</p>	<p>主要品目卸売価格報告書(第48号様式)により、卸売終了後直ちに行わなければならない。</p> <p>4 条例第53条第1項第2号に規定する事項についての公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、前項の報告後速やかに行わなければならない。</p> <p>5 条例第53条第1項第3号に規定する事項についての報告は、委託手数料・奨励金報告書(第49号様式)により、翌月3日までに行わなければならない。</p> <p>6 条例第53条第1項第3号に規定する事項についての公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により、前項の報告後速やかに行わなければならない。</p> <p>7 条例第53条第2項による報告は、月間売上高報告書(第50号様式)により翌月3日までに行わなければならない。</p> <p>8 条例第53条第3項第1号に規定にする事項についての公表は、その日の卸売の販売開始時刻までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。</p> <p>9 条例第53条第3項第2号に規定にする事項についての公表は、次の開場日の卸売の販売開始時刻までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。</p>	
委託手数料の額	(委託手数料の額) 第54条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料	(委託手数料の額) 第63条 条例第54条第1項の規定による届出は、委託手数料額(変更)届出書(第51号様式)によ	取引状況を把握するため、委託手数料の届け出を規定。

	<p>の額を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。</p>	<p>り行うものとする。</p>	
仕切り及び送金	<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第 55 条 卸売業者は、販売の委託を受けた物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより遅滞なく売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を委託者に送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、前項に規定する売買仕切書に、当該卸売をした物品の品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量（当該委託者の責めに記すべき理由により第 50 条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、価格、消費税額及び地方消費税額並びに数量）を正確に記載しなければならない。</p>	<p>(売買仕切書)</p> <p>第 64 条 卸売業者は、条例第 55 条第 1 項の規定による売買仕切書（第 52 号様式）を卸売終了後 30 日以内に委託者に送付するとともに、送付後速やかにその写しを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>取引の適正を確保するため規定。</p>
売買取引の決済の方法	<p>(売買取引の決済の方法)</p> <p>第 56 条 市場における売買取引の決済は、第 49 条、第 50 条、第 54 条及び前条に定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日まで</p>		<p>取引の適正を確保するため規定。</p>

	に行わなければならない。		
奨励金の交付	<p>(奨励金の交付)</p> <p>第 57 条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、規則で定めるところにより市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p> <p>2 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、規則で定めるところにより市長の承認を受けて、仲卸業者及び買受人に対して完納奨励金を交付することができる。</p>	<p>(奨励金等の承認)</p> <p>第 65 条 卸売業者は、条例第 5 7 条第 1 項又は第 2 項の承認を受けようとするときは、出荷・完納奨励金交付承認申請書（第 53 号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第 5 7 条第 1 項及び第 2 項の承認の申請は、毎年 3 月 1 5 日までにその年の 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの分について行わなければならない。ただし、年度の中途において実施内容の変更等により承認の申請の必要が生じたものについては、その都度行わなければならない。</p> <p>3 市長は、条例第 5 7 条第 1 項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあり、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものでないと認めるときは、これを承認しないものとする。</p> <p>4 市長は、条例第 5 7 条第 2 項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、これを承認しないものとする。</p>	<p>出荷促進・買受代金の期限内の完納を図るため規定。</p>